

【専門級】介護技能実習評価試験（実技試験） Q & A

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

＜専門級試験全体について＞

	質問	回答
Q1	<ul style="list-style-type: none"> ・専門級試験はどれくらいのレベルが求められますか。 ・実技試験時に、初級と同様、技能実習指導員が指示しても良いのですか。 	<p>専門級試験（第2号技能実習修了時）において求められるレベルは、「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル」となります。この専門級試験では、受検者が自ら行う介護行為を評価することから、初級試験のように、技能実習指導員の指示は認められません。評価基準には、利用者の残存機能を活かした介助の視点、記録確認の必要性を理解しているかという視点等が追加されますが、詳しくは試験課題の評価項目・評価基準をご確認ください。</p>
Q2	<ul style="list-style-type: none"> ・実技試験時は、受検者と試験評価者のみで試験が行われますか。 ・監理団体の職員や技能実習指導員の立ち会いは認められますか。 	<p>受検者及び利用者の安全面や急変等への対応の観点から、試験中は技能実習指導員等、実習実施者の職員の立ち会いを1名お願いします。なお、Q1に示した通り、受検者に対して試験課題に対する指示は認められません。</p> <p>※試験を開始して以降は、これ以外の監理団体、実習実施者職員の立ち会いや見学、撮影・録画は、利用者へのプライバシーへの配慮や試験の公平性の観点から禁止しており、一切認められません。（場合によっては、不正行為とみなされ、不合格となる場合があります。）</p>
Q3	Q2の立ち会い者は、実習実施者の職員であれば、誰でもよいですか。	<p>立ち会い者の役割としては、受検者や利用者にとって安全が確保されているかの確認、試験課題の準備や終了時のサポート等を行っていただくことが挙げられます。このため、実習実施者の職員のうち、受検者や利用者とは日頃から関わりのある職員が該当します。中でも「技能実習指導員」が望ましいと言えます。</p> <p>※立ち会い者の役割については、「専門級試験の受検にあたって」をご確認ください。</p>

Q4 NEW	訪問系サービスと訪問系サービス以外で実技試験課題に違いはありますか。	厚労省の定める介護職種における習得すべき技術において、訪問系サービスと訪問系サービス以外での区別はないため、実技試験の試験課題に違いはありません。
-----------	------------------------------------	---

<試験課題「移動の介護」について>

	質問	回答
Q5	試験課題1『起居の介助』、2『車いすへの移乗の介助』、3『車いすでの移動の介助』は、原則一連の介助として実施とありますが、それぞれで実施しても構いませんか。	利用者の体調不良等により一連の介助として実施できない場合は、試験課題ごとに利用者を変更することも可能です。 この場合、『起居の介助』の評価項目「必要物品の準備」については、『車いすへの移乗の介助』の際に評価することとなりますが、具体的には下記の「Q6」を参照して下さい。
Q6	試験課題1『起居の介助』の評価項目「必要物品の準備」の車いすの点検は、事前準備の際に行うことはできますか。	試験評価者は、「移動の介護」の試験課題を開始する際に、車いすの位置を事前に確認します。その際に、車いすの点検を行うことも可能です。ただし、「駐車ブレーキ」と「フットサポート」の確認は、安全に移乗するための準備でもあることから、事前準備の際に行っていたとしても、介助の途中で改めて行っていただく必要があります。
Q7	試験課題2『車いすへの移乗の介助』は、用具等を使用しない一部介助の利用者を想定していますか。	評価基準を「～足底がついた状態を確認している」としているため、ベッド上で仰向けの状態から介護用リフト等を用いた車いすへの移乗は、評価の対象外となります（足底がついた状態での移乗介助を確認します）。ただし、ベッド上を移動させるためにスライディングボード等を使用することは問題ありません。
Q8	試験課題2『車いすへの移乗の介助』は、ベッドの配置上、利用者の健側移動とならない場合の評価はどうなりますか。	本評価基準は、受検者が健側移動の根拠を理解しているかを問うことを目的としています。健側移動を行える環境や利用者の変更をお願いします。
Q9	試験課題1～3を一連の介助として実施する場合、靴やスリッパを履くための介助が発生しますが、評価に影響しますか。	靴やスリッパを履くための介助は評価の対象には入りませんが、利用者の安全面を考え、必要な介助を行っていただいても構いません。
Q10	試験課題1～3を一連の介助として実施し（例：食堂まで移動）、そのまま試験課題4	構いません。ただし、利用者の同意はもとより、体調の変化には十分配慮していただけるようお願いしま

	『食事の介助』を実施しても構いませんか。	す。
Q11	試験課題3「車いすでの移動の介助」では、どのような移動場面を想定されていますか。 ※初級のQ&Aにも掲載	安全に利用者の「車いすでの移動の介助」ができるかを確認するため、状況にあわせて声かけしているかが評価の対象となります。単に廊下をまっすぐに移動するだけではなく、居室から食堂、食堂からお手洗い等のように、方向転換を含む経路である必要があります。その周辺環境にあわせて、動かす前や方向転換をするとき等に声かけをしているかを試験評価者は確認します。

<試験課題「食事の介護」について>

	質問	回答
Q12	試験課題4『食事の介助』は、利用者の食事時間のすべて（食べ始めるところから食べ終わるところまで）を評価するのですか。	評価項目と評価基準の評価ができれば試験課題の評価は終了となるため、食事時間のすべての介護行為を評価する必要はありません。試験評価者は評価が終わった時に立ち会い者に声をかけます。引き続き同じ受検者が別の試験課題に取り組む場合には、食事介助の継続について立ち会い者以外の他の職員の方に交代していただくこととなります。
Q13	試験課題4『食事の介助』の評価項目「記録」は、記録内容を踏まえた食事の内容、介助ができているのかを評価するのですか。	評価項目「記録」については、受検者が介助を行う際に「記録すること」「記録を確認すること」の大切さについて理解しているかを確認するため設けています。試験実施時の利用者への食事介助に直結する記録内容の評価、記録内容を踏まえた食事の介助を評価するものではありません。
Q14	試験課題4『食事の介助』の評価項目「食事の準備」はどのように評価しますか。	「食事の準備」では、禁忌食、食事形態、自助具の使用等に関する確認をしますが、利用者の食事やその介助を遅延させないため、本項目は事前準備として最初に評価します。 『食事の介助』の試験課題を開始したら、まず利用者の直近の食事摂取量（「記録」）を確認し、次に、禁忌食、食事形態、自助具の使用等に係る準備について、不整合がないか確認します。 受検者は不整合がないことを何（記録等）で確認したか、また記載されている内容と相違がないことを試験評価者に回答することになります。試験評価者は記録

		等の記載内容そのものを評価するのではなく、受検者の回答によって評価します。また、不整合があった場合のリスク回避の観点から、受検者の回答後、必ず立ち会い者に最終確認をしていただいた後に、食事の提供を開始していただくこととなります。
--	--	--

<試験課題「咳やむせこみの対応・感染対策」について>

	質問	回答
Q15	試験課題5『咳やむせこみの対応（※判断等試験）』の「対応の記録を確認している」は、記録内容はどこまで答えればよいでしょうか。	「食事時の咳やむせこみが起きた時の対応の記録」であるため、「いつ、どのような対応をしたか」について回答できていれば可としています。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前に、上記を確認できる記録の準備をお願いします（受検者本人が対応した事例がない場合は、本人以外の対応の記録でも可）。 ➤ 受検者に回答してもらう試験のため、記録内容が読めない、答えられない場合は「できない」と評価します。
Q16	試験課題5『感染対策』では、使い捨てのエプロン、マスク、手袋等の消耗品については、新品を用意して着用しなければいけないですか。	原則としては、新品をご用意ください。これまで、新型コロナウイルス感染症等の拡大にともない、衛生用品が不足している状況を受け、令和2年4月22日ホームページ掲載のお知らせ【「専門級」の介護技能実習評価試験の実施方法における代替措置について】を発出しておりましたが、その後状況が改善されたことにより、この代替措置については2022年度6月20日より廃止としています。
Q17	試験課題5『感染対策』は、実技試験と判断等試験が混在していますが、全て判断等試験で実施しない理由は何ですか。	技能実習評価試験は、技能等の修得状況を評価することから、原則は実際に行っていただきます。しかしながら、特にプライバシーへの配慮が必要な身体介護業務（排泄・入浴等）や、事故時の対応等実際に発生していなくてもその技能・知識の習得を評価しなければならない内容についてのみ「判断等試験」にて実施することとなります。そのため、エプロン等の着用と手洗いは実際に行っていただき、その他を判断等試験として実施することとしています。

<日程調整について>

	質問	回答
Q18	1日に実技試験を受検する者が複数いる場合、試験課題は受検者ごとに通しで行いますか。(1人の受検者で全課題を確認してから、次の受検者に移りますか。)	本来は、受検者ごとに60分以内で行うこととしていますが、「食事の介助」は評価時間が限られることから、試験課題ごとに行うことも可としています。 そのため、日程調整の際に受検者の一人一人の開始時間を設定するのが難しい場合は、最初の受検者の開始時間を設定し、後は試験当日、試験評価者と調整のうえ試験課題を進めていくことも可としています。 ※下記参照
Q19	試験課題ごとに評価する場合、試験のスケジュールはどのようになりますか。	受検者が3名いる場合は、3名全員同じ時間に集まってもらうこととなります。受検者1名が試験を受けている間、他の2名は業務に携わることも可能ですが、試験で呼ばれたときのために連絡がとれる体制やすぐに業務を離れることができるよう準備をしておいてください。 なお、1名の試験が行われている間、他の受検者はそばで見学することは認められません。 ※下記参照

※1日に3名の受検者を試験評価者1名で評価する場合

受検者ごとに行う場合 ※これまでの初級実技試験の場合と同様

- (例) 13:00～14:00 受検者A
- 14:10～15:10 受検者B
- 15:20～16:20 受検者C

試験課題ごとに行う場合 (例)

- (例) 12:00～12:15 受検者A (試験課題4「食事の介助」)
 - 12:15～12:30 受検者B (試験課題4「食事の介助」)
 - 12:30～12:45 受検者C (試験課題4「食事の介助」)
 - 13:00～13:45 受検者A (試験課題1、2、3→5)
 - 14:00～14:45 受検者B (試験課題1、2、3→5)
 - 15:00～15:45 受検者C (試験課題5→1、2、3)
- } 先に試験課題5のみを3名実施することも可能です

※試験時間は1名に対して60分となりますが、②の時間配分はあくまでも目安です。試験当日、試験評価者と調整のうえ、進めていくこととなります。